

第3回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年11月19日
 告示番号 第11号
 会議年月日 令和3年11月25日
 会議の場所 川崎市民センター 研修室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第3回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第3回一関市農業委員会総会を開会します。
議 長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に6番 菅原 吉昭 委員、7番 佐藤 想司 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。
議 長	審議に入ります。 「報告第4号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告をお願いします。
農政専門委員長	第1回農政専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時は、令和3年10月25日、15時30分より、開催場所は、

川崎市民センターです。

出席者は、私のほか委員11名、事務局職員4名です。

協議事項について、(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)について、(2)農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)についてです。

協議内容

(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)について

この指針の改正は、平成28年に改正農業委員会法が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務に位置づけられたことから、平成30年に当時の農業委員会が作成した指針について、3年ごとに見直しを行うものです。

事務局案では、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標、新規参入目標について、それぞれ令和2年度の現状から、3年後の令和5年度の目標、5年後の令和7年度の目標が示されました。

委員からは、「目標を定めるには、これまでの実績を総括して、課題を明らかにすることが必要」、「昨年までマスタープラン作成のために地域で話し合いを進めてきた。みんなで力を合わせて課題をクリアしていくしかない」、「今年の米価の値下がり、米づくり農家に大打撃を与え、今後農地の集積は進まなくなるのではないか」などの意見が出されました。

協議の結果、意見を踏まえ事務局案を見直したものを、各委員に郵送し、個々に内容の再検討を行った上で、11月の総会議案として提案することといたしました。

(2)農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について

この意見書は、改選前の農業委員、推進委員から提案のあった意見を参考に、11月に市長に要請する意見書としてまとめるものです。

事務局案では、7つのテーマに分けて整理しており、一つ一つの項目について検討を行ったところです。

農業、農村の現状に合っているもの、農業委員会の要望としてふさわしいものとの観点から、加筆、訂正、削除の意見が出されました。

協議の結果、意見を踏まえ事務局案を見直したものを、各委員

議

長

に郵送し、個々に内容の再検討を行った上で、11月の総会議案として提案することといたしました。

以上のおり報告いたします。

以上で「報告第4号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第4号の質疑を終わります。

次に「報告第5号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

報告第5号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年11月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第18号までの18件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「報告第5号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第5号の質疑を終わります。

次に、「報告第6号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長

報告第6号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第7号までの7件、13筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土が6件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第6号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

16番
及川 治雄 委員

盛り土についての届け出が多いですが、高さ、幅、量、何㎡などの基準や、盛り土を撤去した際に農地として再生できるかのチェックをしてこられたか、経過説明をお願いします。また、今回出された届出に、計画書が添付されているのか、お伺いします。

局長 補佐

確認ですが、今回報告した個別の案件に対してではなくて全体としてということでしょうか。

16番
及川 治雄 委員
局長 補佐

盛り土に対する要綱等は、決められていたのでしょうか。

総会後の事務連絡でご説明する予定でしたので、総会後の事務連絡の資料をご覧ください。

先ほど局長から説明がありましたが、農地現状変更届については指導要綱に基づいて行われているものです。

資料はインターネットで公表しているものを分かりやすく表現したのですが、概要といたしましては、現状変更届として届出いただくものは、農地転用許可は不要なもので、盛り土や切り土など、土を盛ったり切ったりはするが、最後は農地に戻すものです。

また、200㎡以下の農地転用許可がいない農業用設備の設置につきましては、無届で行うと違反転用と区別がつかないので、農地の現状変更届を出していただき、農業委員会で承認した上で

その工事を行う仕組みになっています。

現状変更届出を出していただきましたら、農業委員会で農地現状変更届出済標を交付しますので、それを工事現場に掲示していただくことになります。届出済標の交付を受けたなら、工事に着工していいということになります。

現状変更届を受理した場合、地域の農業委員さんと推進委員さんにもご連絡いたします。それをもとに農業委員さん、推進委員さんに現場が適正に工事が行われているかを確認していただきます。

工事が終わりましたら、工事の完了報告書に写真をつけて提出していただきます。

その段階で、農業委員さんと推進委員さんに対して完了届の提出があったことを文書でお知らせいたします。

それをもちまして、農業委員さん、推進委員さんに現地確認していただき、適正であれば問題ないのですが、適正でない場合は適正に処理するよう指導をお願いするという流れになっています。

工事施工に当たっての遵守事項として8項目ございますが、盛土などに関して、問題になっているケースは、土質が農耕に適しているものであることという条件がありますが、砂利が表面にあり、農耕に適していない状態で施工しているケースがございますので、そういったものに対して現地確認していただき、適正に農地に復旧するようにご指導いただくということになります。

ただし、農業委員さんのご指導にたいして改善がされないケースは、事務局と協議しながら進めてまいりたいと思います。

現状変更届の提出時には申請人と工事の事業者の連名で誓約書を出していただいていますので、条件について知らなかったということはないはずですので、その点も含めてご指導お願いいたします。

以上でお答えになりましたでしょうか。

及川 治雄 委員さん、了解ですか。

大変勉強になりました。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

7番について、農業用ハウスをコンクリート張りにする場合、農地法の改正により取り扱いが見直しされたと記憶しています

議 長
16番
及川 治雄 委員
議 長
21番
畠山 潔 委員

が、農地転用許可等は不要でも、現状変更届は必要なのか、お聞きします。

もう1点、45㎡と、規模が小さいので、1棟かと思うのですが、何を栽培するのか、お聞きします。

局長 補佐

最初のご質問ですが、農地転用は許可不要ですが、200㎡以下の農業用施設に当たりますので、現状変更届出は提出をお願いしているところでございます。

第2点目の作物については、申し訳ございませんが、把握しておりません。

以上です。

議長

了解ですか。

21番

それでは、作物について、後で確認のうえ、お教え願います。

畠山 潔 委員

15番

千葉 綾雄 委員

7番のハウスですが、私の担当地域なのでご説明します。水稻関係の育苗のハウスですが、入口が狭いので、それを改良するのですが、地盤が柔らかいためコンバインなどが出入りすると、どうしてもハウスの入口が下がるため、コンクリートを打ちたいということです。

議長

畠山委員さん、了解ですか。

21番

はい。

畠山 潔 委員

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第6号の質疑を終わります。

議長

次に、「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請3件でございます。

第1号及び第2号は、譲渡人と譲受人は親子であり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第3号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が新規に農業経営するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

なお、譲受人は新規に設立した法人で、令和3年9月13日の設立、目的を農産物の生産・加工・販売、農産物を原料または材料として使用する製造または加工、農産物の貯蔵、運搬または販売等としております。

役員は3人で、うち2人は常時農業に従事し、総議決権の過半を所有しております。

今回の申請に当たり、イチゴ土耕栽培の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しており、法人登記の内容などから農地所有適格法人の要件を満たしております。

次に、花泉地域に係る申請4件でございます。

第4号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第5号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第6号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第7号は、譲受人が以前に交換により取得した土地でしたが、未登記であったため贈与により取得し、経営の安定を図ろうとするものです。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第8号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は、記載のとおりです。

第9号は、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第10号は、譲受人が空き家バンクに登録された建物及び宅地、原野、雑種地のほか農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人は会社員ですが、農業にも従事しており、取得した空き家に転居して農業を続けるとのことです。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第11号は、譲受人が新規に農業を始めるため、売買により農地

を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人は農家ではありませんが、約10年の農作業経験があるとのこと。

ねぎ、とうもろこし、里芋の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第12号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第13号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

以上13件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第12号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

6番
菅原 吉昭 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の現地調査の報告を行います。

現地調査日は令和3年11月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 菅原、佐藤委員、農地利用最適化推進委員 菅原委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番
佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年11月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私、佐藤、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、佐々木委員、支所産業建設課 後藤主任、千葉主査。

報告内容、第4号から第7号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしま

議 長

3 番
佐藤 喜明 委員

した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年11月12日、午後1時30分より、現地調査員は農業委員私 佐藤、畠山委員、農地利用最適化推進委員 及川委員、支所産業建設課 菅野主事。

報告内容、第8号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

議 長

8 番
千田 幹雄 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年11月12日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、支所産業建設課 金野主事。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

議 長

9 番
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年11月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員は畠山委員、佐藤委員、支所産業建設課 佐藤主事。

第12号と第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上、報告を終わります。

議 長 16番 及川 治雄 委員	長	<p>ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。</p> <p>3番の事業者は他業種からの参入で、令和3年9月13日に農地保有適格法人を設立し、加工・販売、貯蔵を目的とし、年間作業日数が150日以上、周辺の土地利用などにも支障がないということも認められております。</p> <p>面積用件が足りないように思いますが、これは加工・販売であるということから適格とされたことと思います。</p> <p>これら新規業者の農業参入について農業委員会でもぜひ進めていただき、農業支援の立場から、他業種からの参入も拡大していかなければならないと思います。</p> <p>また広報で紹介するなどして広めていただきたいと思います。 以上、要望です。</p>
議 長	長	<p>了解しました。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)</p>
議 長	長	<p>ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第12号」を可といたします。</p>
議 長	長	<p>次に、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可処分取消願に対する可否について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	長	<p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。 本議案は、本年6月25日付で許可と決定した農地の売買について、取消願出書の提出があったので、その取消について可否の決定を求めるものです。 願出人は、空き家バンクの物件を購入することにより、農地の取得を申請したのですが、譲受人の名義を本来は妻の名義にす</p>

		るところを、誤って夫の名義で申請をしてしまったとのことです。
		今回の許可処分の取消が決定した後に、あらためて妻名義での農地の取得を申請する予定です。
議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で「議案第13号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第13号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第13号」を可といたします。</p>
議	長	<p>次に、「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請8件です。</p> <p>第1号は、借受人が倉庫用地として利用するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>第2号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>第3号は、譲受人が駐車場、農業用倉庫として利用するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。</p>

第4号は、譲受人が建売分譲7棟を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第6号は、借受人が公共工事の作業ヤードとして利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が歯科診療所を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地と判断しました。

第8号は、借受人が第7号の歯科診療所の駐車場として使用するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第9号は、譲受人が経営する貸家への進入路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第10号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第11号は、譲受人が会社駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、11件につきましては、農地転用許可基準から、許可することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第14号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査報告をお願いします。

議 長

6 番
菅原 吉昭 委員

最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第 5 条の現地調査の報告を行います。
現地調査日、調査員は 3 条と同様ですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が自社の用に供する倉庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第 2 号、申請人が自社で請け負う公共工事等に伴う発生土の処理場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第 3 号、申請人が駐車場及び農業用倉庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第 4 号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続する計画であることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第 5 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続する計画であることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第 6 号、申請人が公共工事に係る資材置場兼作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
なお、本計画は、真滝地区産業用地（仮称）造成工事によるものです。

第 7、8 号、申請人が歯科診療所建築及び来客用駐車場として利用する計画であり、排水は公共下水道に接続する計画であることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番
佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第 5 条現地調査報告書、花泉地域でございます。

調査日、調査員は 3 条と同じですので割愛させていただきます。

		す。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第9号、申請人が経営する貸家への進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
		第10条、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
議	長	ありがとうございました。
		次に、大東地域の担当委員の方の報告をお願いします。
3番		第5条の現地調査の報告をいたします。
佐藤 喜明 委員		調査日、調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第11号、申請人が自社の用に供する駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果の報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよろしいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第14号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第15号 買受適格証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第15号 買受適格証明願に対する可否についての議案内容についてご説明いたします。

「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続について（昭和58年2月24日58構改B203）」による買受適格証明願の提出があったので、可否の決定を求めるものです。

併せて、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を提出したときは、許可することとしてよいか議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、花泉地域に係る1件です。

今回の買受適格証明願は、令和3年10月27日に夏川沿岸土地改良区において公売公告された差押財産の買受に係るものです。

入札期間等は記載のとおりです。

公売対象の土地についての所在地番、地目、面積、買受適格証明願出人は記載のとおりであり、経営規模拡大のため農地を取得しようとするものです。

なお、効率的な利用や周辺農地への影響、面的利用の分断など農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第15号」の説明を終わります。

審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第15号 買受適格証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第15号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第16号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第16号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が3件、所有権移転が5件、

農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が1件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、花泉地域に係る申請です。

第3号は、東山地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から第3号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

第4号は、大東地域に係る申請です。

第5号は、藤沢地域に係る申請です。

こちらの方ですけれども、農地のほかに雑種地が含まれておりますけれども、こちらは農地の法面でありまして、農地と一体的に管理されているものでございます。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第16号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第16号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第16号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第17号 農用地利用配分計画案の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第17号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。

第1号は、室根地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第17号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第17号 農用地利用配分計画案の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第17号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第18号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

案第18号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、花泉地域2件、大東地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第18号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報

6番
菅原 吉昭 委員

告をお願いします。

最初に一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査の報告を行います。

現地調査日、調査員は3条、5条と同様なので割愛いたします。

第1号、平成8年頃から農業用物置として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

10番
佐藤 和幸 委員

花泉地域、農地法適用外現地調査の報告でございます。

調査日、調査員は3条、5条と同じでございます。

報告内容は、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、昭和55年頃から家畜の餌保管庫として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、昭和55年頃から家畜の堆肥置場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番
佐藤 喜明 委員

農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員、時間については3条と5条と同じですので割愛させていただきます。

第4号、平成4年から宅地の一部として使用しており、既に農地性は失われていると思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

21番
畠山 潔 委員

2番、3番、4番ですが、提案の仕方、2番、3番は1筆ごと、所有者は同じで現況が違うという形ですが、4番は2筆一緒という提案の仕方なので、この違いは何なのか、お聞きします。

局長 補 佐

委員よりお話がありましたとおり、現況の違いによるものでございます。

21番
畠山 潔 委員
議 長
議 長
議 長
議 長
局 長

ありがとうございます。

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第18号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第18号」を可と決します。

次に、「議案第19号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

議案第19号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、議案の内容をご説明いたします。

この指針の改正については、報告第4号で農政専門委員長の報告にあったとおり、農政専門委員会でご協議をいただきました。

また、農地利用最適化推進委員に対しましては、各地域の代表者8人による役員会で説明し、ご意見をいただきました。

その上で本日の第3回総会の議案として上程し、議決を求めるものです。

この指針ですが、平成28年から農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務と位置づけられて、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規就農者の参入を支援していく必要があることから、平成30年度にその具体的な目標と推進方法を定めたものです。

この指針は、平成30年度から平成37年度を目標年度とし、3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。

今般、元号は令和に変わりましたが、3年が経過したことから、「遊休農地の解消目標」、「担い手への農地利用集積目標」、「新規参入の促進目標」について、令和3年4月の現状から、3年後である令和5年度までの目標と、5年後である令和7年度までの目標について改正しようとするものです。

まず、遊休農地の解消目標ですが、現状は令和2年度の遊休農地面積で126ha、遊休農地の割合は0.69%となっております。

3年前の遊休農地の目標は393haでしたので、目標値を上回っ

ております。

3年後の遊休農地面積については、1年間の解消目標を25haとして51ha、割合は0.28%といたしました。

また、5年後の目標については、1年間の解消目標を15haとして21ha、割合は0.12%としました。

次に担い手への農地利用集積目標ですが、現状は令和2年度の集積面積で9,709ha、集積率は53.64%です。

3年前の集積面積の目標は9,000haでしたので、目標値を上回っております。

3年後及び5年後の集積面積の目標は、集積率をそれぞれ65%、85%と定めた上で、その集積率から逆算して、3年後の目標は11,765ha、5年後の目標は15,385haといたしました。

最後に新規参入の促進目標ですが、現状は平成30年度から令和2年度までの新規参入者数の合計で35経営体、取得面積は191haでありました。

3年前の新規参入者数の目標は18経営体、取得面積は366haでしたので、新規参入者数は目標値を上回っております。

3年後及び5年後の目標については、1年間の新規参入者数を10経営体、取得面積を50haとして、それぞれ3年後は65経営体、341ha、5年後は85経営体、441haとしました。

なお、今回の改正で定める「遊休農地の解消目標」、「担い手への農地利用集積目標」、「新規参入の促進目標」ですが、いずれも農業委員会のみがその目標達成に責任を負うものではなく、県、市、農地中間管理機構、農協などの関係機関と連携して実施していくものです。

そして、その結果については、3年後の令和6年度に検証と見直しを行うものです。

指針の改正についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で「議案第19号」の説明を終わります。

審議願います。

今の説明の中で、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法として、市、農協、農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施すると記載されていますが、新規参入の経営体というのは、今まで農地を持っていなかった、

議 長

6 番
菅原 吉昭 委員

		新たに就農する人たちが新規参入という意味でよろしいでしょうか。
局	長	経営体は個人と法人と2つの経営体がまずございまして、この場合はこれまで農地を持っていなくて、新たに取得したということです。
		例えば、新たに法人を作り、農地を取得したという場合はここにカウントされることになります。
議	長	よろしいですか。
6番		認定農業者及び参入希望者、法人含みということですので、認定農業者の方が法人化した場合は新規参入扱いになるのでしょうか。
菅原 吉昭 委員		法人に属していた人が独立となれば新規参入になると思うのですが、認定農業者の方が法人になった場合も新規参入にカウントするのでしょうか。
局	長	法人で言うと、例えば基盤整備をすることになり、新しく地域で法人を立ち上げ地域の農地を集約し、その法人が所有をしたという場合は新規にカウントされますし、個人の方でも、今まで農地を持っていない方が、新たに農地を所有した場合は新規にカウントされると考えています。
議	長	菅原委員さん、よろしいですか。
		ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第19号 一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第19号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第20号 令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を上程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	議案第20号 令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。
		このことにつきましては、農業委員会として市長に提出する

「令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業・農村の声を代表する組織として、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地利用最適化推進施策の改善について、意見書を提出しなければなりません。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関は、その内容を考慮しなければならないこととされております。

意見書の作成に当たっては、農業委員、農地利用最適化推進委員から出された意見を取りまとめたものです。

また、報告第4号で農政専門委員長の報告にあつたとおり、意見書案を農政専門委員会でご協議をいただきました。

また、推進委員の役員会でもご協議していただき、そこで出された意見を参考に修正した内容となっております。

意見書の内容ですが、まず、前文ですが、コロナウイルス感染拡大の影響、異常気象、食料自給率などに触れた上で、農業委員会が様々な課題に取り組んでいくこと、今後の農業施策に反映していただくようこの意見書を提出するとしています。

具体的な要望項目は、1として、担い手への農地利用の集積・集約化については、集落営農の組織化、法人化支援など4項目を挙げています。

2として、基盤整備事業の促進については、中山間地域の基盤整備事業の促進など4項目の要望を挙げております。

3として、遊休農地の発生防止・解消については、市においても遊休農地解消に向けて実効性のある取り組みを求めるなど2項目の要望を挙げております。

4として、新規参入の促進については、農業をもっと魅力ある産業にする施策の展開など3項目の要望を挙げております。

他に、有害鳥獣による農作物被害対策など3項目の要望を挙げております。

意見書の内容については以上になります。

なお、市長への提出は、本日議決をいただければ、11月30日に開催する予定の市長との懇談会で提出したいと思っております。

説明については以上です。

以上で「議案第20号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよろしいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第20号 令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第20号」を可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。 第3回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (午後3時00分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員